

議案第 5 号

君津市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

君津市立小学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 2 月 1 7 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

君津市学校再編第 2 次実施プログラムに基づき、君津市立大和田小学校及び坂田小学校を統合するため、君津市立小学校設置条例（昭和 4 5 年君津市条例第 3 4 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市立小学校設置条例の一部を改正する条例

君津市立小学校設置条例（昭和45年君津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

君津市立大和田小学校	〃	大和田425番地	を
君津市立坂田小学校	〃	坂田523番地	

」

「

君津市立周西の丘小学校	〃	坂田523番地	に改める。
-------------	---	---------	-------

」

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(君津市立周西の丘小学校の位置の特例)

- 君津市立周西の丘小学校の位置は、令和4年4月1日から規則で定める日までの間は、第2条の規定にかかわらず、君津市大和田425番地とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

君津市立小学校設置条例新旧対照表

改正案	現 行																												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定により君津市が設置する小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第38条の規定により君津市が設置する小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="197 418 577 459">名称</th> <th data-bbox="586 418 1106 459">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="197 466 1106 507">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 513 577 555">君津市立周南小学校</td> <td data-bbox="586 513 1106 555">// 宮下2丁目25番5号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 561 577 603">君津市立周西の丘小学校</td> <td data-bbox="586 561 1106 603">// 坂田523番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="197 657 1106 699"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="197 705 577 746">君津市立南子安小学校</td> <td data-bbox="586 705 1106 746">// 南子安5丁目10番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="197 753 1106 794">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		君津市立周南小学校	// 宮下2丁目25番5号	君津市立周西の丘小学校	// 坂田523番地			君津市立南子安小学校	// 南子安5丁目10番1号	省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1178 418 1559 459">名称</th> <th data-bbox="1568 418 2087 459">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1178 466 2087 507">省略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 513 1559 555">君津市立周南小学校</td> <td data-bbox="1568 513 2087 555">// 宮下2丁目25番5号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 561 1559 603">君津市立大和田小学校</td> <td data-bbox="1568 561 2087 603">// 大和田425番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 609 1559 651">君津市立坂田小学校</td> <td data-bbox="1568 609 2087 651">// 坂田523番地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1178 657 1559 699">君津市立南子安小学校</td> <td data-bbox="1568 657 2087 699">// 南子安5丁目10番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1178 753 2087 794">省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	省略		君津市立周南小学校	// 宮下2丁目25番5号	君津市立大和田小学校	// 大和田425番地	君津市立坂田小学校	// 坂田523番地	君津市立南子安小学校	// 南子安5丁目10番1号	省略	
名称	位置																												
省略																													
君津市立周南小学校	// 宮下2丁目25番5号																												
君津市立周西の丘小学校	// 坂田523番地																												
君津市立南子安小学校	// 南子安5丁目10番1号																												
省略																													
名称	位置																												
省略																													
君津市立周南小学校	// 宮下2丁目25番5号																												
君津市立大和田小学校	// 大和田425番地																												
君津市立坂田小学校	// 坂田523番地																												
君津市立南子安小学校	// 南子安5丁目10番1号																												
省略																													
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 省略</p> <p><u>(君津市立周西の丘小学校の位置の特例)</u></p> <p>2 <u>君津市立周西の丘小学校の位置は、令和4年4月1日から規則で定める日までの間は、第2条の規定にかかわらず、君津市大和田425番地とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>省略</p>																												